

はしがき

本書は、はじめて民法総則を学ぶ人を対象として、総則上の基本的な制度や基本概念をわかりやすく解説し、民法学習上の基礎的知識を提供するとともに、総則の全体像を示そうとするものである。総則の規定は、各論（物権法や債権法）の中から共通している事項を取り出して置かれたものであり、抽象的な性格をもっている。そこで、できる限り具体例をあげながら、説明を行っている。また、現行法の姿を知るためには、今日、判例の理解は不可欠なものとなっている。民法総則についても多くの判例が積み重ねられているが、前記の目的を達成するために、基本的な判例を中心に叙述を進めている。学説については、通説を中心に、判例を理解し、判例の問題点や位置づけを明らかにするのに必要な限りで、諸見解を取り上げている。

民法総則を学ぶことの困難さは、その抽象的性格ばかりでなく、物権法や債権法で詳しく学ぶべき事項が、いろいろなところで言及されることにも原因がある。コンパクトな概説書であるために、簡潔な説明にとどまらざるをえない面があるが、是非とも条文を参照しながら読み進めていただきたいと思う。

法律学の学習は、覚えるべきことが多く、無味乾燥に感じられるかもしれない。しかし、たとえば、判例・学説はなぜそのように考えるのか、どの点が対立しているのか、自分ならこのように考えるというような姿勢で臨むならば、興味深いものとなるはずである。また、そうした態度で学習してこそ、民法を運用する力、

すなわち、具体的事件に民法を適用して解決を導く力がつくといえよう。

民法を学ぶ目的はさまざまであろう。本書は、公務員試験にも対応できる内容を含んでいると思われるが、より深い、あるいは、より発展的な学習を志す人は、参考文献に掲げた教科書・体系書などに挑戦してもらいたい。学ぶ目的に応じて、材料は選ばれるべきである。

本書の出版にあたっては、『ベーシック債権総論』と同様に、法律文化社社長の秋山泰氏に大変お世話になった。また、全体の統一や誤植の訂正など細かな作業については、編集部の山科典世さんにお骨折りをいただいた。心からお礼を申し上げる次第である。

2008年3月

尾崎 三芳